

新型コロナウイルス感染症の陰性証明書に関して

- ① 新型コロナウイルスのPCR検査の感度は50～70%と低く、たとえ結果が陰性であっても感染していないことの証明にはなりません。

このため当院では、感染していないことを証明する目的でのPCR検査を行う意義が乏しいことから、陰性確認ための検査は行っておらず、同時に、陰性証明書の発行もできません。

- ② 新型コロナウイルス感染後に回復された方に対しましても、職場復帰に際しての陰性証明書や治癒証明書の発行は行っておりません。

(参考)

日本渡航医学会、産業保健委員会、日本産業衛生学会、海外勤務健康管理研究会が作成した『新型コロナウイルス情報 企業と個人に求められる対策（令和2年4月20日作成）』では「復帰する社員が医療機関に陰性証明書や治癒証明書の発行を求めたり、会社が復帰する社員に陰性証明書や治癒証明書の提出を指示するなど、診療に過剰な負担がかかる要求は行わないこと。」と記載されております。

さらに、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より提示されている『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（令和2年5月1日付）』にも「就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はない。」と記載されております。

以上のことについて、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

令和2年8月

兵庫県立加古川医療センター